政令

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年三月三十日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第三十九号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第百十八条の二中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　製造業、卸売・小売業、飲食店又はサービス業を営む個人企業の経営の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計（統計法第二条第四項に規定する基幹統計をいう。）に係る基幹統計調査（同条第六項に規定する基幹統計調査をいう。）の実施及び製表に関すること。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

総務大臣　片山　善博

内閣総理大臣　菅　直人

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年三月三十日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第四十号

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十九号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十三年五月六日とする。

財務大臣　野田　佳彦

経済産業大臣　海江田万里

内閣総理大臣　菅　直人

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年三月三十日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第四十一号

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令（平成十五年政令第五百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「十六」を「三十」に改める。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

経済産業大臣　海江田万里

内閣総理大臣　菅　直人

国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年三月三十日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第四十二号

国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第十二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第百三十四号）の一部を次のように改正する。

附則別表平成二十一年四月一日以後の項中「以後」を「から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同表に次のように加える。